県民意見(パブリックコメント)と処理方針

No.	本方向(案)の該当 目(〇ダ・〇行目)	意見の内容	検討結果
	P1 I 本県県立高校編成整 備の現状と課題 1 社会の変化	校教育法の趣旨を最大限に活かすには如何にして教育受給者の視点 に立った人材育成を図るべきかが重要である。	す。 現行計画(第4期編成整備計画)の検証については、P4 3 県立高校の現状と課題(第4期編成整備計画の総括)として、P4~P9まで記載しております。 今後も特色ある学校づくりを進める中で、生徒・保護者・地域のニーズにあった学校づくりを進めます。
	P3 表〔学科別進路別卒 業者数〕	入学者数も入れるべきである。	当該表は学校基本調査による、学科ごとの卒業生がどのような進路に 就いたかを調査したものです。学科ごとに比較する意味で割合で示して あり、大学等、専修学校等の数は入学者のことになります。
	画実施状況	名称の変更は慎重に行わなければならない。科目については、社会における需要と供給のバランスを考え、新たな製品開発等そのニーズに即対応できるような環境作りが必要である。 例)、自動車科、エコカーなどにも代表される様に電気自動車が今後主流となる状況下で、現場においては、今なお、その社会変動に対応しきれて無いし、そうした指導者(先生方)の育成に対しても、本来で有れば監督官庁の教育委員会がしっかりと予算をつけて育成すべきである。現状は、PTAがその負担金や分担金を負っているのが現状	表は、第4期編成整備計画の未実施あるいは見直しとなった計画を記載してあります。

でありそのことを把握すべきである。 P7 ○中途退学者は、~ も達は、行き場を失うのは言うまでもない。 か。

P8 P10 グラフ

P12

Ⅱ 編成整備の基本事項 7行目

にかかわる問題」で片づけていいのでしょうか、現場においては同級 化を図っています。

何に生徒が精神的いじめを受けているのかが伺えるのではないでしょの取組が効果を出しつつあります。 うか。

しょうか。

「進路変更」「学校生活・学業不適応」「仕事やアルバイトの都|①「進路変更」については、不本意入学を減らし各学校の学習内容を事 合」「勤怠不良や怠学による」「学業不振」「不適応」等々で「本人|前に理解させる目的で、中学校向けの学校説明会や体験入学等の充実強

生同士のいじめや教師からのいじめもあると聞いています。いじめと 2 「学校生活・学業不適応」については、入学後早い時期に宿泊学習等 |は肉体的なものもありますが、特に、精神的ないじめの方が多いので|を実施し、生徒のコミュニケーション能力を育み、学校への帰属意識を |はないでしょうか。そういった、精神的な"いじめ"に対しての対策|高める取組を行っています。他にも、生徒が学校に誇りを持てるような が今後重要である。特に、教師からの精神的ないじめに対しては子ど|行事や授業の工夫を行っており、生徒の学校での居場所づくりに努めて います。

百歩譲って「進路変更」「学校生活・学業不適応」「仕事やアルバ | ③「仕事やアルバイトの都合」については、出席日数不足から中途退学 イトの都合」「学業不振」「不適応」等々が「本人にかかわる問題」 につながるものがほとんどであり、働きながら学べる定時制高校や通信 だとした時に、その状況を放置した事において、社会における人材育|制高校、就学支援センターへの転入等、様々なかたちで生徒の就学機会 成の原点から今後の教育としての責務は果たしたと言えるでしょう を設けており、各学校で相談に応じています。また、経済的に恵まれな い生徒に対して奨学金制度について紹介したり、「延納願い」等で学校 徴収金の納入期限の配慮等を行っています。

平成19年度の編成整備計画以降の不登校者数の推移や高校保護者ア|④「学業不振」については、平成20年度まで約7%を推移していました ンケートの豊かな心を育てる又は、教員の質を高めるとある様に、如|が、平成21年度からは2.0%未満となっています。各学校での授業改善

> ⑤「勤怠不良や怠学」については様々な要因があり、学校だけでは解決 できない問題も多い。家庭や地域、医療・福祉機関、警察などの関係期 |間・団体と連携して取り組んでいます。

> いじめについては、小さなものでも見過ごさず、毅然とした指導を行 うよう各学校に指示しています。「教師のいじめ」については報告を受 けておりません。

編成整備計画期間を平成24年度からの10年とします。とあるが、こ― 第4期編成整備計画の検証については、P4 3 県立高校の現状と課 |れまでの検証と報告、そして、課題を提起する事が先決では、無いで|題(第4期編成整備計画の総括)として、P4~P9まで記載しておりま す。

1		
P12 本県教育の目標		
		子どもたちの『将来の夢』については、キャリア教育・職業教育の展開を図り、多様な進路実現が可能になる高校づくりを進めることが必要になると考えます。
15行目	・・・健全な県民を育成する。事については、それこそ、休学や中 退を出す事に危機感を感じなければならない。	生徒の就学支援については、教育課程及び生徒規律に関する校内規程 に基づいて行われており、安易な休学や中途退学につながらないよう、 きめ細かな指導支援に努めております。
P13 ②高等学校規模の適		
正化		
17行目	目、学校教育法の三、個性の確立に努めるとともに、社会について、 広く深い理解と健全な判断力を養い、社会の発展に寄与する態度を養	生徒が、自分の能力・適性、興味・関心、進路希望等などに応じて多くの教科・科目の中から自主的に選択して学習したり、学校行事や部活動などで充実した学校生活を送ることができるためには、ある程度の学
	うこと。とある。つまりは、P13の24行、教員へのアンケートや部活	
	動の平均値又は、少子化等を考慮して再編統合を検討しても、子どもが学ぶ目線での改革でなければならない。 (教育は事業ではない)	また、すべての生徒に、基礎・基本の定着を図ることで、さらに上級学校への進学に必要な教育を求める者、就職等に必要な専門教育を求める者、多様な学習スタイルや学び直しを必要とする者に十分対応できる教育環境を整備することが求められます。
P14 ④募集停止及び学校		4人 月 水 列 と 正 加) ひ こ こ ル バ ペク ラ ¼ v &) 。
の統廃合		
⑤一学級当たりの募	本土における募集に対する認識の違いは、ある意味明白である。公	中学校への学校説明会、中学生を対象とした体験入学等、各学校で工
	務員としての意識からか、失業するということが無いが故に、自らが 中学校への募集活動もなければ、常に、就職率や進学率について子ど もの目線での対応が気になるところである。	夫を凝らした取り組みが行われています。
	例1) 学校現場で生徒指導について無期停学とはどういうものか、	
		的に指導するものであります。くり返し問題行動を起こしてしまう生徒
	対しても無期停学という言葉を使うのは、如何なものかと思う。それ が故に、子ども達に極度の不安や緊張、無気力等の原因になっている	については、自分を見つめ直す時間と環境を整え、ねばり強く指導・支援をしていく必要があると考えております。

事さえ、知らないのでは無いでしょうか。

例2) 生徒指導の中で授業を受けさせないのは、教育基本法に反し ないでしょうか。本来、授業の妨げになるような行為があった場合に 限り、行うことであり、生徒指導に関しては、それこそ、授業前や終 了後に残して行うものである。(ただでさえ、学業不振等々指摘され ている中で授業に参加させない事が裏付けになっている事は言うまで もない。)

P19

時間の都合で相対的に述べる。

- に対する基礎学力の能力別指導は必要と考える。
- ②各専門学科の教師研修等(時代の改革の中で新たなる技術に対する を目指し、取り組んでいるところです。 ある。PTAが各機関の負担金や分担金を負うのは適切でない。
- ③職業教育を主とする専門学科においては、実践を踏まえた指導を行 うべきである。(企業との連携等)
- ④生産農家等においては、最終消費までのシミュレーション等販売方 法を含めた指導が必要である。
- ⑤様々なイベント等に子ども達の参加の機会を設ける(商品の販売 等)

Ⅳ 学科の配置と在り方 |①職業教育を主とする専門学科必要性は、否定しない。但し、1年時 | 職業教育については、学習指導要領に基づき、①将来のスペシャリス トの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成

> 対策)は、上部団体(県教育委員会)が責任を持って対処すべきで ご意見については、各学校で現在取り組んでいますが、今後とも更に 充実を図っていきます。